

# 企画競争説明書

業務名称：エジプト国エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト（Phase 2）

調達管理番号：23a00797

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月29日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年11月29日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エジプト国エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト（Phase 2）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年3月 ～ 2026年3月

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞ

れの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の 4%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp](mailto:Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp)

（２）事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 12月 5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 12月 6日 12時
3	質問への回答	2023年 12月 11日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 12月 15日 12時
6	評価結果の通知日	2024年 1月 9日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

#### 5. 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

詳細計画策定調査（評価分析）の受注者が法人の場合

「エジプト国 COE 導入によるエネルギー効率とプロセスの最適化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00158）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】 調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### （3）提出先

#### 1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2）見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：23a00797\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「23a00797\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### 3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### （4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書（案）

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	現地コンサルタント等の活用方法	第3条 2. (1)
2	資機材調達	第7条
3	再委託	第6条
4	本邦研修／本邦招へい／第三国研修の際のテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国（地域）	第4条 5. (2)

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される

場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書（案）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### (1) プロジェクト運営体制

本案件のカウンター・パート（C/P）は、MoERE、MoPMR、IDA及びCAPMASの4機関と多岐にわたり、機関毎に活動内容も異なる一方、各活動が他機関の成果に関連するものや、全機関で一つの成果の達成を目指すものがある。そのため、現地のコンサルタントや傭人を活用し、機関間のコミュニケーションが円滑になるような体制や会議体を設定することとする日本側実施体制を構築すること。

## (2) 本邦および第三国招へいの実施

本案件において、2024年度第一四半期を目途に、C/Pから10名程度を日本および、本プロジェクトにおける主テーマである省エネトレーニングセンター設置・運用の成功例であるタイへの招へいを2週間程度で予定している。

本研修・招へいについては、受注者が研修・招へいの実施を行うこととし、当該業務については「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2022年4月(2023年6月追記版))

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>)を参照する。

## (3) 機材調達

プロジェクト開始1ヵ月以内を目安に、省エネトレーニングセンターに導入する機器(熱系試験設備またはVR技術を応用した研修教材)についてMoPMRと協議のうえ、内容を決定する。

## (4) 他ドナーとの関係

MoEREに対しては、これまでEUが、NEEAP(National Energy Efficiency Action Plan) 策定を支援しており、UNDPがラベリング制度構築支援を実施し継続的な関連支援を準備中で、GIZがMoERE管下機関の省エネに係る能力強化支援を実施してきている。またMOPが志向している省エネトレーニングセンター機能の充実のためには、今後リソース・資金面で多くの投入が必要となることから、他ドナーとの情報共有や連携可能性についても留意する。

## 第5条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

COE(Center of Excellence: 省エネトレーニングセンター)の機能強化およびその他の関連組織/活動を通じて、省エネルギーを促進するための能力が強化されることを目標に、以下①~⑤を成果とし各成果に紐づく活動を設定。

- ① COEの機能が強化される
- ② MoEREのエビデンスに基づく政策・戦略・行動計画を策定する能力が強化される
- ③ 産業界に対して省エネを推進・支援する、IDAの能力が強化される

- ④ 省エネ政策立案に資するエネルギーデータの収集・報告能力が強化される
- ⑤ エネルギー管理士プログラムの枠組みが MoERE、MoPMR、IDA の間で構築される

① 成果 1 に関わる活動（MoPMR/COE に対する取り組み）

1-1：COE研修機能の強化と整備

- 1-1-1. 国際的な動向、日本の経験及びを反映した全体研修プログラム（案）を作成する。同時に、研修レベルに準拠した研修教材（案）を作成もしくはレビューする。
- 1-1-2. 研修センターに導入が必要な主要機器の仕様、調達予定価格、サプライヤー候補一覧を作成する。
- 1-1-3. MoPMRの要望の基づき、熱系試験設備またはVR技術を応用した研修教材を導入する。
- 1-1-4. エネルギー診断に必要な主要測定機器の仕様書を作成する。
- 1-1-5. 代表的な測定機器であるパワーロガー及びサーモビューアを調達する。

1-2：エネルギー管理士制度（案）作成

- 1-2-1. 研修センター活動及びMoEREが運用・改善を志向（成果2連携）しているエネルギー管理士制度（案）を作成する。

② 成果 2 に関わる活動（MoERE に対する取り組み）

2-1：政策の枠組み策定

- 2-1-1. NEEAPⅢの枠組み（案）を策定支援する。
- 2-1-2. NEEAPⅢにおける優先プログラム（「クイックウィン」プログラム）をデータに基づき整理の上、実施スケジュールを作成、開始する。
- 2-1-3. 関係各機関の活動成果を取り込む形で各年の活動成果レポートを作成する。

2-2：省エネ推進政策の改善・レビュー

- 2-2-1. 電力法の中で規定されているエネルギー管理士制度の現状と課題をレビューする。
- 2-2-2. エネルギー管理士制度を活性化するための方策と、エジプト電力設備・消費者保護監督庁（Egyptian Electric Utility and Consumer Protection Regulatory Agency, ERA）およびエジプト電力持株公社（The Egyptian Electricity Holding Company, EEHC）と連携するための諸策を提案する。
- 2-2-3. 既存の規格・ラベリングプログラムをレビューする。

2-2-4. 標準・ラベリングプログラムを運用するための効果的な方策を提案する。

③ 成果3に関わる活動（IDAに対する取組み）

- 3-1. エネルギー集約型産業との会議を開催し、優先順位の高い「クイックウィン」プログラムのKPIとスケジュール案を設定する。そのうえで最も優先順位の高い「クイックウィン」プログラムを開始する。
- 3-2. 対象セクター（エネルギー集約型産業及び中小企業）に対し、省エネロードマップ作成を支援するためのワークショップを開催する。
- 3-3. MoPMR および MoERE と協力し、産業施設に対するエネルギー管理士プログラムの枠組みを構築する。
- 3-4. エネルギー診断に有効な測定機器（パワーロガー、サーモビューア）を調達する。

④ 成果4に関わる活動（CAMPASに対する取組み）

- 4-1. MoERE、MoPMR、IDAの政策立案やモニタリングに活用するためのデータを入力するための調整メカニズムを強化する。（ソフトの改善・増強を含む）
- 4-2. エネルギーバランス年報（「Energy Balance」）の発行内容を改善する。
- 4-3. エネルギーバランス年報（「Energy Balance」）（2021/2022および2022/2023版を作成する）

⑤ 成果5に関わる活動（共通対処事項）

- 5-1. 日本を含む他国のエネルギー管理士プログラムを研究する。
- 5-2. エネルギー管理士プログラムの基本的な枠組みを設定する

現地研修の想定規模は以下のとおり。

1) MoPMR

実施回数	約5回（能力強化）
対象者	MoPMR職員及び傘下の企業
参加者数	10～30名/回
開催期間	約1-5日/回
実施場所	カイロまたはアレキサンドリア
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

2) MoERE

実施回数	約3回（能力強化）
------	-----------

対象者	MoERE職員及び傘下の機関
参加者数	5～20名/回
開催期間	約1-3日/回
実施場所	カイロ
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

### 3) IDA

実施回数	約3回（診断、能力強化）
対象者	IDA職員及び工場関係者
参加者数	10～20名/回
開催期間	約1-3日/回
実施場所	カイロ
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

### 4) CAPMAS

実施回数	約2回（IEA統計のみえる化、時系列分析等）
対象者	CAPMAS職員（エネルギー統計、IT部門）
参加者数	5名程度/回
開催期間	約1-2日/回
実施場所	カイロ
実施形態	対面／オンライン／対面・オンライン併用

## （2）本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり。

研修内容	プロジェクト目標の一つであるCOE強化の一環で、日本および第三国（タイ）での省エネトレーニングセンターや関連企業・施設を視察するもの。
実施回数	合計1回
対象者	MoPMR/MoERE/IDA/CAPMAS
参加者数	約11名/回

研修日数	約14日（移動日を含む）/回
------	----------------

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

#### ③ インパクト評価の実施

- 本プロジェクトではランダム化比較試験（RCT）等による JICA プロジェクトの介入による効果測定（インパクト調査等）を実施する。
- 効果測定の実施にあたり JICA がベースデータの収集等を行う際に、受注者は、プロジェクトの枠組みを活用した協力を検討し、実施する。

#### ④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

#### ⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第6条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	日本語/ 英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	3部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語/ 英語	製本	7部
			CD-R	7部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に

譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

### （５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて受注者或いはC/Pと協働して作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 既存の電力法下で規定されたエネルギー管理士制度のレビュー資料、および MoPMRの活動を踏まえた改定エネルギー管理士制度の枠組みドラフト
- (2) 既存のラベリングプログラムのレビュー資料
- (3) エネルギーバランス年報(2021/22、2022/23)
- (4) トレーニングセンター導入機器の仕様書およびサプライヤー一覧表
- (5) トレーニングセンター研修プログラム、研修レベルに準拠した研修教材の作成

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	EDMSの更新 <sup>1</sup>	Phase1でCAPMASへ導入したEDMS（エネルギー統計データ管理システム）	1式	定額計上

<sup>1</sup> 既存システムについては現地企業がシステム開発していることから、改修点や依頼先企業について提案すること。

		の更新（時系列分析機能の追加、みえ る化機能の拡充）		
--	--	-------------------------------	--	--

## 第7条 機材調達<sup>2</sup>

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

	機材名	仕様（以下2或いは3はプロジェクト開始1ヵ月以内に決定要）	数量	機材の別	見積の取扱
1	計測器	温度計やサーモカメラ等電気・熱関連機材のエネルギー効率を確認するもの。MoPMRおよびIDAへの供与を想定。	2式	供与機材／事業用物品	定額計上
2	熱技術試験装置	小型ボイラまたはファーネス及び周辺配管等、熱性能診断に適した装置	1式	供与機材／事業用物品	定額計上
3	可視化ツール（Video）	VR技術を応用した診断手法習得支援ソフトウェア（電気、熱）	1式	供与機材／事業用物品	定額計上

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

<sup>2</sup> 計測器については複数メーカーあると想定される。熱技術試験装置或いは可視化ツールについては、現時点でいずれの調達か決定しておらず、プロジェクト開始後にC/Pと協議の上決定が必要であるため、各機器・ツールの仕様や有効性について提案のこと。

## 案件概要表

**1. 案件名**

国名： エジプト・アラブ共和国（エジプト）

案件名：

和名： エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト（Phase 2）

英名： Project for Capacity Development for Energy Efficiency and Conservation (Phase 2)

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国におけるエネルギー・電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エジプト・アラブ共和国(以下、「エジプト」という)の発電設備容量は、2016/7年の約45GWから2020/21年度の約59GWと、約30%増加した。電源構成は火力(石炭29%、コンバインド含む天然ガス61%)が約90%、水力を含む再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)が約10%を占めているが、今後再エネの割合を2035年に42%まで高めることがNational Determined Contribution(国が決定する貢献)で謳われている。

制度面では、エジプトはこれまでエネルギー及び電力補助金を通じ、発電コストを下回る価格での電力供給を行ってきたが、2014年以降電気料金を徐々に引き上げており、2030年までに補助金の撤廃と自由化を目指す電力セクター改革が実施される見込みである。小売り料金は既に段階的に値上げされており、特に大口需要家(高圧受電の需要家)については数十～100%近い値上げが実施済みである。かかる状況下、電気料金の値上げによるエジプト企業の競争力及び物価上昇による国民生活への悪影響を軽減するためには、供給側のエネルギー効率化や消費電力を削減する省エネルギー化の実現等、需要面の対策が急務と認識されている。

戦略・計画面では、エジプト政府は「持続的開発戦略2030」(2016年)及び「統合的持続的エネルギー戦略2035」(2016年)等において、省エネを国家的なエネルギー政策の優先的課題として位置付けている。省エネ政策を実施する枠組みとしては、電力再生可能エネルギー省(Ministry of Electricity and Renewable Energy、以下「MoERE」という)が中心となって取りまとめた「国家エネルギー効率化行動計画(National Energy Efficiency Action Plan、以下NEEAPという)」(2012-15年)及びNEEAP-II(2018～2020年)により、政府全体での省エネ組織体制強化や、具体的なアクションが規定済みである。石油天然資源省(Ministry of Petroleum and Mineral Resources、以下「MoPMR」という)では、石油・ガス開発・製造・精製・保管等サプライチェーン上の全てを管轄し、上記持続的開発戦略の目標を達成するために、省エネ・気候局(Energy Efficiency and Climate Department、以下「EECD」という)を設立し、エネルギー多消費産業における脱炭素化の推進を図っている。また、2022年11月にエジプトで開催されたCOP27にて、エジプトは「アフリカのエネルギー移行と気候変動イニシアチブ」(African Energy Transition and Climate Initiative)を立上げ、アフリカ地域におけるエネルギー効率や能力開発を含む7つの分野での発展を主導している。

このような状況下、JICAはMoEREやMoPMRに対して省エネ政策・制度・計画の策定能力や、電力・石油セクターにおける省エネ推進体制を強化することにより、エネルギー多消費部門におけるエネルギー利用効率の向上を目指した、「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト」を実施してきた(2020年1月から2023年6月まで)。同プロジェクトを通じてMoEREやMoPMR等の実施機関の政策策定能力や省エネ推進体制は一定程度整備されてきたが、未だ技術移転の成果が完全には浸透、定着していなかったり、今後は更に高度かつ幅広い省エネ研修を実施できる研修体制の必要性が認識されたりしているなど、改めて省エネ促進を担

う組織の能力強化が求められている状況にある。

本事業は上記の高度かつ幅広い省エネ研修施設として、既にMoPMRが保有・運営しているセンターオブエクセレンス(以下「COE」という)の機能強化やエネルギー管理士制度の枠組み策定、産業界への省エネ推進に向けた指導力強化などの側面から、省エネ担当組織であるMoPMR、MoERE、産業開発庁(以下「IDA」という)ならびにエネルギーデータの責任機関として国家統計局(Central Agency for Public Mobilization and Statistics、以下「CAPMAS」という)の能力強化を図る取り組みである。

#### (2) 当該国に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ

我が国の「対エジプト国別開発協力量針」(2020年9月)の重点分野「持続的経済成長の促進」への支援において、「経済・社会インフラ整備、政策・制度改善、実施機関の能力向上等、ハード・ソフト両面で協力を実施する」としており、省エネを促進するための実施機関の能力向上支援を行う本事業は当該方針と整合する。

また、JICAの資源・エネルギー分野グローバルアジェンダ「省エネルギー促進」クラスターでは、省エネ政策の策定や制度構築など、支援対象国の能力強化を支援することを掲げており、この観点においても本事業との間で整合性を確認できる。

加えて、本事業はSDGsゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」が示す、ゴール9.4「2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる」にも貢献するものである。

#### (3) 他の援助機関の対応

- GIZ (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : ドイツ国際協力公社) が「Egyptian-German Joint Committee on Renewable Energy, Energy Efficiency and Environmental Protection」プロジェクト (2019年から2023年) を実施している。再生可能エネルギーに関する取り組みが多いが、省エネについても産業部門での省エネ技術グッドプラクティス事例の収集、規制運用強化支援、省エネ普及啓発などを行なっている。
- DANIDA (Danish International Development Cooperation Agency : デンマーク国際開発庁) が「Egyptian-Danish Strategic Energy Sector Cooperation」プロジェクトの中で、Energy Register のペーパーレス化を支援している。
- この他、KfW (Kreditanstalt für Wiederaufbau : ドイツ復興金融公庫) が省エネルギーファンド (約 800 万ユーロ) の創設に向けて準備を行なっている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業はエジプトにおいて、COEの機能強化をはじめ、エビデンスに基づく政策・戦略・計画策定能力の強化、産業界に対する省エネ指導能力の強化、エネルギーデータ収集・報告能力の強化およびエネルギー管理士プログラムの枠組み構築を行なうことにより、エジプト国の省エネルギー促進にかかる能力強化を図り、もって同国およびアフリカの脱炭素化に向けた省エネ促進に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名 エジプト全土(カイロ中心)

#### (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

##### 1) 直接受益者 :

- ・ MoPMR、MoERE、IDA、CAPMAS

2) 最終受益者：

- ・ エジプト国内エネルギー需要家および広くエジプト国民

(4) 総事業費（日本側）

- ・ 予算額 2.0 億円（予定）

(5) 事業実施期間

- ・ 2024 年 3 月～2026 年 3 月（25 ヶ月）を予定

(6) 事業実施体制

- ・ JCC 議長：MoPMR 事務次官および MoERE 第一事務次官（共同議長体制）
- ・ プロジェクトダイレクター：MoPMR 事務次官および MoERE 第一事務次官（共同ダイレクター）
- ・ プロジェクトマネージャー：EECD 部長（MoPMR）、EECCD 部長（MoERE）（共同マネージャー）
- ・ その他、本事業に参加するカウンターパート：
- ・ MoPMR：EECD および CEO 計画管理部門および講師
- ・ MoERE：EECCD
- ・ IDA：省エネ・気候ユニット
- ・ CAPMAS：エネルギーデータユニット

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約30M/M）：

- 総括／省エネルギー政策
- 副総括／省エネルギー政策（電力）
- エネルギーデータマネジメント
- 省エネルギートレーニング・オーディット
- エネルギー管理・監理（電力）
- エネルギー管理・監理（石油・ガス）
- 普及啓発
- 工業省エネ

② 日本および第三国（タイ）における研修

MoPMR（5人）、MoERE（3人）、IDA（2人）、CAPMAS（1人）から、電力・石油・工業・統計分野の研修員を受入れ予定

③ 資機材

COEにおける研修機材（熱技術試験装置または熱技術可視化・運転補助ツール）

2) エジプト国側

① カウンターパートの配置

② 専門家執務室（COE内およびMoERE内）および研修・セミナー/ワークショップ会場

③ カウンターパート日当旅費、光熱費（インターネット含）等

## (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

### 1) 他援助機関等の援助活動

現在、直接的に本事業との連携や相互補完性を計画できる事業は無いが、中長期的な視点では、KfWによる省エネルギーファンド（800万ユーロを計画）が稼働すれば、本事業のセミナー等に参加する企業の省エネ導入を後押しすることになる。この観点において、本プロジェクトの出口戦略として、KfWのファンドは連携が期待できる取り組みである。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類：C

#### ② カテゴリ分類の根拠：

本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるため。

2) 横断的事項：本事業により省エネ対策が推進されることにより、化石燃料等による発電で発生する温室効果ガス（GHG）排出量が削減されることが期待されるため、気候変動対策（緩和策）に資する（ただし、本事業の実施期間中は省エネ促進を担う組織の能力強化や研修体制の強化に注力するため、実際の省エネ促進、つまり温室効果ガスの排出削減が生じるのは本事業終了後と予測される）。

### 3) ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

#### <活動内容／分類理由>

本事業は省エネ促進を担う組織の能力強化や研修体制の強化を対象とした取り組みであり、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを組み入れていないため。

## (10) その他特記事項：特になし

## 4. 事業の枠組み

### (1) 協力概要

#### 1) 上位目標：

COEや関連する活動・組織を通じて、エジプトおよびアフリカの脱炭素化に向けたエネルギーの効率利用が促進される

指標及び目標値：

1. COEがアフリカや近隣諸国からの研修生に対して研修を実施している。
2. エネルギーデータを持続可能な方法で収集し、省エネに関する政策立案やモニタリングに活用している。

#### 2) プロジェクト目標

COEの機能強化およびその他の関連組織/活動を通じて、省エネルギーを促進するための能力が強化される

指標及び目標値：

1. COE 講師が到達すべき技術目標が達成されている。

2. エジプトにおけるエネルギー効率に関する報告書が発行されている。
3. 優先順位の高い「クイックウィン」プログラムが開始され、その進捗がモニターされている。
4. IDA がトレーナーとして産業界を対象にトレーニングを実施している。
5. CAPMAS の統計データが、MoPMR、MoERE、IDA の政策立案に利用されている。

### 3) 成果

1. COE の機能が強化される
2. MoERE のエビデンスに基づく政策・戦略・行動計画を策定する能力が強化される
3. 産業界に対して省エネを推進・支援する、IDA の能力が強化される
4. 省エネ政策立案に資するエネルギーデータの収集・報告能力が強化される
5. エネルギー管理士プログラムの枠組みが MoERE、MoPMR、IDA の間で構築される

### 4) 活動

#### 成果1関連（対COE/MoPMRへの取り組み）

##### 1-1：COE研修機能の強化と整備

1-1-1. 国際的な動向と日本の経験を反映した全体研修プログラムを作成する。同時に、研修レベルに準拠した研修教材を作成もしくはレビューする。

1-1-2. 熱技術試験装置（または可視化ツール）の仕様書、調達予定価格、サプライヤー候補一覧を作成する。

1-1-3. エネルギー診断のための代表的な測定機器の仕様書を作成する。

1-1-4. 測定器を調達する。

1-1-5. 熱技術試験装置（または可視化ツール）を調達する。

\* 上記活動を受けて、COE講師への研修を実施する

#### 成果2関連（対MoEREへの取り組み）

##### 2-1 国家省エネルギー行動計画（NEEAP）の枠組み作成と遂行支援

2-1-1. エネルギーバランスに基づくNEEAPIIIの枠組み案と、NEEAPの下での「クイックウィン」プログラムの優先順位を設定する。

2-1-2. 優先順位の高い「クイックウィン」プログラムのKPIとスケジュール案を設定し、最も優先順位の高い「クイックウィン」プログラムを開始する。

2-1-3. CAPMAS および主要なステークホルダーからのデータや情報に基づいて、「エジプトにおけるエネルギー効率に関する報告書」を草稿する。

##### 2-2 政策の枠組み策定

2-2-1. 既存のエネルギー管理士制度をレビューする。

2-2-2. 電気事業法に基づくエネルギー管理士制度を活性化するための方策と、エジプト電力設備・消費者保護監督庁（Egyptian Electric Utility and Consumer Protection Regulatory Agency, ERA）およびエジプト電力持株公社（The Egyptian Electricity Holding Company, EEHC）と連携するための諸策を提案する。

2-2-3. 既存の規格・ラベリングプログラムをレビューする。

2-2-4. 標準・ラベリングプログラムを運用するための効果的な方策を提案する。

#### 成果3関連（対IDAへの取り組み）

3-1. エネルギー集約型産業との会議を開催し、優先順位の高い「クイックウィン」プログラムのKPIとスケジュール案を設定する。そのうえで最も優先順位の高い「クイックウィン」プログラムを開始する。

- 3-2. 対象セクター（エネルギー集約型産業及び中小企業）に対し、省エネロードマップ作成を支援するためのワークショップを開催する。
- 3-3. MoPMR および MoERE と協力し、産業施設に対するエネルギー管理士プログラムの枠組みを構築する。
- 3-4. 測定ツールを調達する。

#### 成果4関連（対CAPMASへの取り組み）

- 4-1. MoERE、MoPMR、IDAの政策立案やモニタリングに活用するためのデータを入手するための調整メカニズムを強化する。
- 4-2. エネルギーバランス年報（「Energy Balance」）の発行内容を改善する。
- 4-3. エネルギーバランス年報（「Energy Balance」）（2021/2022および2022/2023版を作成する）

#### 成果5関連（共通対処事項）

- 5-1. 日本を含む他国のエネルギー管理士プログラムを研究する。
- 5-2. エネルギー管理士プログラムの基本的な枠組みを設定する

### 5. 前提条件・外部条件

#### (1) 前提条件

- ・ なし

#### (2) 外部条件

- ・ 技術移転を受けた職員の離職や異動が発生しない（大人数の離職や異動）

### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

トルコ「省エネルギープロジェクト」（評価年度2008年）では成功要因の一つとして、当時のトルコがEU加盟へ向けた各種法制整備の一環として2007年に省エネ法を発効したことにより、プロジェクト成果の発現を後押ししたことを挙げている。政府の重視する政策に符合した取組みは、成果発現のみならず持続性にも寄与することから、政府の政策と平仄を合わせつつ、本案件では特にエネルギー管理法等、制度等の策定に寄与すべく注力する。

他方、スリランカ「省エネルギー普及促進計画プロジェクト」（評価年度2013年）では、省エネを促進させるためのインセンティブ制度の整備支援を行ったが、政府内部手続きや合意形成が滞り、制度承認に遅れが生じたことが挙げられている。プロジェクトで制度提言をする場合は、産業界等の利害関係者との折衝、法案文書作成支援、意思決定者との調整等必要に応じて専門家が支援することが望ましいことが教訓として示されていることから、過去案件で築いた政府関係部門との関係性を活用し、事前調整を実施する。

### 7. 評価結果

本事業は、エジプト国の開発政策、開発ニーズ、日本・JICAの援助政策と合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

### 8. 今後の評価計画

#### (1) 今後の評価に用いる主な指標

- 4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画  
事業終了3年後 事後評価

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P

と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：省エネルギー政策策定・組織強化、制度作成支援、人材育成等に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：エジプト国および中東地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年3月に契約を締結し、2024年4月頃に現地渡航しR/Dに基づくプロジェクト開始とする。2024年10月、2025年4月頃に進捗報告書、2026年3月初旬までに事業完了報告書を作成・提出する。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 29.15 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.0人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 渡航回数を目途 全49回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ▶ EDMS（エネルギー統計データ管理システム）の更新  
既存システム/データベースについては配布資料参照のこと。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- ▶ エジプト国 エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト 事業完了報告書  
(2023年3月)
- ▶ エジプト国 エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト (Phase2) 詳細  
計画策定調査結果報告書
- ▶ エジプト・アラブ共和国 電力セクター改革アドバイザー業務 最終報告書  
(2023年6月)

➤ CAPMAS 発行 Energy Balance The year (2020/2021)

## 2) 公開資料

➤ エジプト・アラブ共和国 電力セクター情報収集・確認調査 ファイナルレポート (2018年10月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12321857.pdf>

➤ エジプト・アラブ共和国 省エネ対策支援事業情報収集・確認調査 ファイナルレポート (2022年10月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12375077.pdf>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
2	通訳の配置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
3	執務スペース	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
4	家具 (机・椅子・棚等)	有 / 無 [確認中]
5	事務機器 (コピー機等)	有 / 無 [確認中]
6	Wi-Fi	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023年10月版) (以下同じ) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外とします

ので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**133,163,000円(税抜)**

なお、定額計上分 62,197,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、

プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	傭人の傭上	「第2章 第3条2. (2)」	8,000,000円	人件費、出張旅費（日当・宿泊費）	一般業務費 特殊傭人費
2	EDMS更新	「第2章 特記仕様書案第6条」	3,500,000円	人件費、（必要であれば）ソフトウェア契約・更新にかかる費用	再委託
3	資機材調達	「第2章 特記仕様書案第7条」	22,000,000円	計測器 熱技術試験装置 可視化ツール（Video）	機材費
4	本邦研修	「第2章 特記仕様書案第4条 2. (2)」	3,397,000円 1,000,000円	報酬 実施業務に関する費用	報酬 国内業務費
5	第3国研修	「第2章 特記仕様書案第4条 2. (2)」	24,300,000円	コンサルタント出張旅費、研修生航空券代、宿泊費、日当等	一般業務費 セミナー等 実施関連費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAが想定している渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドーハ⇒カイロ（カタール航空）

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)